



奈良県版
No. 373

2024年2月15日

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟
奈良県本部

〒631-0033

奈良市あやめ池南1-9-27

加藤宜之気付

☎ 0742-43-0762

振替 0990-2-209460

治安維持法国賠同盟
奈良県本部

われわれの 運動の基本

- ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために
- 一、治安維持法体制の復活に反対する
 - 二、国は、治安維持法が人道に反する悪法であつたことを認めること
 - 三、国は、治安維持法犠牲者に賠償を行うこと

国賠同盟近畿ブロック会長・事務局長会議開催される

国賠同盟県本部会長 加藤宜之
2024年1月9日、国賠同盟大阪府本部事務所にて
国賠同盟近畿ブロックの会長・事務局長会議が開催され、
今年6月に開催予定の第41回全国大会にむけた各県の
取り組みの状況と経験交流が行なわれました。

会議では滋賀の大津支部が新年早々団体署名を重点
とした国賠署名の推進活動に取り組み、近江八幡市では
1月には実行委員会形式で「伊藤千代子の上映会」を実
施、京都では、毎年恒例の「清水寺」宣伝で国賠署名の推
進、「治安維持法犠牲者名簿」作成で出版社との打合せ、
2月6日投票の京都市長選挙で福山氏支援の要望があり
ました。

兵庫県は尼崎支部と神戸灘支部で総会参加者から入
会者を迎え、12月度会員拡大は支部行事・総会などで11
名を達成、和歌山では署名推進活動や女性部活動の活性
化の取り組みが報告されました。

奈良県は12月、県下25団体を回り、12月末現在で団体
23、個人610の国賠署名を推進し、12月2日に大和
郡山支部主催で開催された全虎岩（立花春吉）の事績を偲
ぶ会の報告と1月17日に開催予定の新体制の女性部新年
会と治安維持法犠牲者の長谷川テル顕彰の映画「望郷の
星」上映会開催計画について報告しました。

大阪の大石会長は国賠同盟の約3分の1を占める会員
を擁する近畿ブロックの役割の自覚と支部活動を中心とし
た自主目標達成をめざし会員拡大に取り組みの重要性和
急がれる同盟の後継者対策、女性部活動について発言しま
した。

会議は来年の2025年は治安維持法施行100年目の
節目の年になるので各県同盟がそれに相応しい記念行事
を計画し、今年6月の同盟全国大会までに各県は2万人
の同盟建設の会員拡大目標達成をめざし奮闘することを
確認していました。

戦後日本社会を切り拓いた先人たちの苦闘蘇る！

—『占領下の左翼弾圧と抵抗運動—奈良県・甲谷松太の獄中記—』に学ぶ—

2023年11月15日

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

奈良県本部

顧問 田辺実

調査・研究・顕彰すべき

先人の事績

竹末勤氏が奈良県立図書情報館所蔵の「朝日」「毎日」「大和タイムス」「奈良日日」などの新聞報道記事を丹念に閲覧・複写した資料をもとに、岡田雅一氏が「占領下における奈良県共産党への弾圧」としてまとめ、「延べ28人（実数で26人）逮捕・拘留された」ことを明らかにしました。

それによると、「占領下における共産党への弾圧」は、主に「連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」（1946・6・12勅令第311号、1950・10・31全面改正 政令第325号）によって行われ、逮捕・投獄、家宅捜査・押収、細胞機関紙等発行停止、集会等禁止、職場追放（レッドパージ）などが強行された。ここでは『逮捕・投獄』を中心に現時点で判明している犠牲者を紹介する」として、のべ28名（実数26名）の氏名が明記されています。そのなかには、小針実、竹村奈良一、羽根田一郎、福本正夫、中辻阪蔵、石垣憲弥、西勝彦などの氏名が記されて

（その2）

います。これらの人々の多くは、日本共産党の「党史上、最大の危機的事態」（『日本共産党の百年』）と言われる50年問題など幾多の試練を乗り越え、歴史的な60年安保闘争の先頭に立ち、戦後日本社会の進歩的事業の先頭に立って闘い抜いた先人です。

小針実氏は、後に国政選挙の日本共産党公認候補者として闘い、日本共産党の県委員長の重責をはたされました。また、甲谷松太氏は民主医療機関の指導者として奮闘するとともに桜井市議として奮闘されました。これらの人の事績は多くの先人の一例にすぎません。

（次号へつづく）

女性の会 再スタート 第一歩

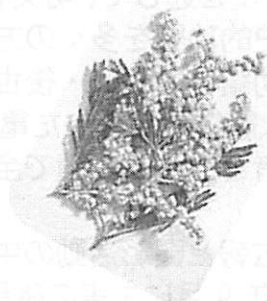
県本部副会長 小林照代

かつて、毎月会合を開き、小林多喜二の福元館の見学や治安維持法犠牲者の墓参など、精力的な活動を進めてきた「国賠同盟奈良県本部女性の会」を再開したい」という思いは、この間の国賠同盟奈良県本部の懸案でした。

先日、今年こそは、スタートをさせたいという思いで、新年会で懇親を深めながら、その体制について、「女性の会」の名称について、再発足の企画について意見を交流しました。

体制については以下のとおりです。

会長	小林照代
副会長	越山のぶ子
事務局長	田中澄江
事務局次長	杉下ゆき子 伊藤恵美子
相談役	藤本みや子



名称については、「なら国賠 ミモザ」はどうかと話し合われましたが、再度、理事会などで広く意見を聞くことになりました。

再発足の会には、国賠同盟中央本部の副会長・国際部長・女性部の副部長である岩下美佐子さんに講演をお願いし、みんなで平和の歌を歌いましょうと話し合いました。

じっくりと粘り強く、みんなで力をあわせて頑張りたいと思います。



1月7日
女性部（準備会）
新年会

治安維持法犠牲者立花春吉-貞治（全虎岩） 顕彰活動の継続について

2024 年 1 月 26 日 大和郡山支部 杉本英雄

●治安維持法犠牲者

戦前、大和郡山は小作争議、水平社運動の重要な拠点であった。それだけに治安維持法犠牲者が多い。現在までに判明している人は 12 人にのぼる 1928 年 3 月 15 日、無産青年同盟県支部常任委員であった春吉は、宿直をしていた日農県連書記の藤本忠良とともに治安維持法違反により高田書に検束される。

●治安維持法犠牲者立花春吉-貞治（全虎岩）氏顕彰の意義

1. 立花春吉の顕彰を通して、郡山の労働・農民・水平運動の伝統と功績を学ぶことができる。
2. 軍国主義下の治安維持法による弾圧が郡山地域の農民運動・労働運動・住民生活に与えた影響を知ることができる。
3. 戦前戦後を通じて、切実な生活要求と権利擁護拡大のため尽力された郡山地域の歴史的功績を多くの方に知らせることができる。
4. その功績を次世代・後世に目に見える形で残すことができる。
5. 関東大震災時起こった亀戸事件（虐殺）の裁判で真相を明らかにする勇気ある証言者となった功績で全国の犠牲者運動とつながることができる。

●事績の広報と顕彰活動の中心を「立花春吉物語」普及に置く

1. 2023 年 9 月に史実の確認と文書化（立花春吉物語 56 頁）を終え、同年 12 月 2 日の「事績偲び語る会」を市民交流館で実施。これについてのチラシを 2000 枚配布し、広報することができた。
2. 「立花春吉物語」は 2024 年 1 月 20 日現在約 200 冊を普及することができ、他府県の国賠組織からも約 60 冊の注文があった。また、国賠中央編集局から「抵抗の群像」への寄稿も実現した。
3. 「立花春吉物語」の普及目標を 300 冊とし、団体への寄贈、他府県含めた普及活動を継続する。
4. 亀戸事件活動、朝鮮植民地時代の日本と朝鮮との関りにもつながりを求める。

●顕彰・碑の建立活動の進め方

1. ご遺族の長男忠彦さんは 90 歳と高齢であるため、碑の建立については 2024 年度内で結論を出したい。
2. 碑にはこだわらないが関係者の賛同が広がるなら実行委員会を結成して取り組みたい。

●立花春吉のお墓

春吉の墓は、大和郡山市満願寺町にあり、解放運動無名戦士墓（東京）にも分骨されている。



昭和 56 年 11 月 9 日

貞治 享年 80 歳

平成 16 年 1 月 24 日

きみ江 享年 92 歳

平成 24 年 2 月 24 日

敏子 享年 80 歳（忠彦の妻）

令和元年 12 月 30 日

義彦 享年 83 歳（次男）

自衛隊名簿提供（RYU裁判）の提訴に向けて

自衛隊名簿提供意見訴訟

（RYU裁判）を支援する会

事務局長 河戸憲次郎

この間、弁護士では重要なことを決定しました。

この裁判で国の責任を

問う

一つは、この裁判で国の責任を問うということ。この問題は国が自治体に名簿の提供を求め要請に応える形で自治体が提供を行っています。弁護士会では、国と奈良市への損害賠償請求の額について議論し、プライバシー侵害の請求については、請求する側が低くするべきではないという意見が大勢となりました。それなりの損害賠償を求めて裁判をたたかいます。

この裁判で自衛隊の
違憲状態を立証する

もう一つは、この裁判で自衛隊の

違憲状態を立証すること。国は、集団的自衛権行使容認の閣議決定、安保法制の強行、安保3文書の改定を行い、敵基地攻撃能力の保有、軍事費2倍化をすすめています。今日の自衛隊の実態はもはや憲法違反が明白であることを、この裁判で正面から主張します。訴状は2月中の完成を目指します。

もう一つ、この裁判を「自衛隊名簿提供違憲訴訟」と命名すると決めました。それに従って、支援する会の名称も変更します

支援する会への募金の
到達点

支援する会への募金は、95万5000円に達し、当面の目標100万円に近付いています。

訴状の骨子について

訴状の骨子は以下の通り。

1 法治主義違反

奈良市は住民基本台帳法11条1項に基づき提供と主張。しかし、同条項は「閲覧」の規定。2021・2・5防衛省総務省連名通知。しかし、自衛隊法97条1項は募集事務の具体的内容を定めていない。同施行令は地方自治体が行う募集事務を受けたもので、募集対象者情報についての市長の提供義務を定めたものではない。

2 プライバシー権侵害 (憲法13条)

プライバシー権…自己に関する情報をコントロールする権利。個人情報保護法69条1項…市長が保有個人情報第三者に提供することは原則禁止。2項…例外規定のいずれも該当しない。

除外申請制度は原則と例外が逆転、対象者への通知が不十分。違法性は阻却されない。

3 憲法9条違反

違憲の自衛隊に名簿を提供することは違憲。

4 思想良心の自由の侵害

奈良市が、除外規定を作り、名簿を提供する行為は、反戦平和思想を持ち、積極的に自衛隊を忌避する市民の住所氏名などを炙り出す効果をともなうものであるから、思想良心の自由（憲法19条）の一つである「沈黙の自由」の侵害となる。

5 慰謝料請求

原告は、被告、奈良市、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害金の支払いを求める。

戦争する国づくりストップ！

守ろう いのち・くらし・人権をかなえる憲法
核兵器禁止条約への参加を

世界の女性と手をつなぎ、平和・ジェンダー平等へ！

3・8国際女性デー奈良県集会

3月8日(金) 午後1:30～2:00

JR奈良駅東口広場

うたごえとリレートー



季節の 言の葉



多喜二の母セキさん、一九六一年
八十八歳亡くなった後、遺品を整理
していた時見つけた一片の紙片
たどたどしい母の筆蹟

ああ またこの二月の月が来た
ほんとうにこの二月という月が
いやな月 声をいっばいに
泣きたい どこへ行っても 泣かれない
ああでもラジオで
少したすかる
ああ 涙が出る
めがねがくもる

川 柳

裏金の始末しっぽの先を切る

救援の心を寄せる募金箱

震災の被害知らずかまだ万博

郡山支部 杉本英雄

安倍逝って派閥壊滅夢の跡

昭恵夫人ジュリアナかよいのご乱心

安倍遺し政治資産のうれし無税

奈良の愚僧

編集後記

「ごんぎつね」という童話をご存じですか。新美南吉の名作です。私も大好きな作品です。

きつねの「ごん」は自分がしたイタズラのせいで、兵十のおっかあが食べたがっていたうなぎを食べさせられずに死んでしまった事を知り、つぐないをしなければならないと思います。でも……。

動物でも自分のしたことの償いをしようと思うのに、自分のしたこと責任を取らず、他人のせいにして口をつぐむ。あげくに暴言をはくものさえいる。みにくい人間の世界です。

先月号に書いた清和政策研究会、あの大安倍派が今音をたてて崩れようとしています。しかし、国民の怒りの根源は、あれだけのお金の流れの真実の究明と、腐りきった金権政治の根絶にあります。

もし「赤旗」のスクープがなかったら、国民はいまだに何も知らされず、政治家は好き勝手をしていたのでしょうか。

今日、2月1日は「赤旗」創刊96周年です。

E・I

2024年1月31日現在

① 会員現勢 380名〔前月比増1、減1〕

② 国賠署名

団体署名 28筆 〔前月比増 5〕

個人署名 685筆 〔前月比増75〕